

令和7年

所 管 事 務 調 査 報 告 書

地域おこし協力隊について

総務文教常任委員会

第1 調査事項

地域おこし協力隊について

第2 調査の趣旨・目的

総務省の地域活性化策の一つである「地域おこし協力隊」制度について、本町では平成26年度から募集を開始、平成27年度に3名の採用をして以来、現在までに16名が隊員として活躍している。

この度の所管事務調査では「地域おこし協力隊について」と題し、本町の実績および課題等について調査を行った。

第3 調査対象

調査の対象は、地域戦略課とする。

第4 調査期間

令和7年5月13日から令和7年8月1日まで

第5 調査の経過

No.	月日	主な調査内容
1	5/13	総務文教常任委任委員会 ○調査項目、調査内容、調査時期等を協議決定
2	6/30	所管事務調査 ○場所 委員会室 ○説明員 地域戦略課 小野寺課長・坂井主幹・増田係長 ○調査事項 地域おこし協力隊制度の概要について 本町の募集、業務内容について 協力隊への支援について 退任後の動向について
3	6/30	総務文教常任委任委員会 ○所管事務調査について、意見集約
4	8/1	総務文教常任委任委員会 ○所管事務調査について、報告書の内容等協議

第6 地域おこし協力隊について

○制度の概要について

総務省が推進する制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

士幌町は、過疎地域でないことから「三大都市圏外 都市地域」に当たり、特別交付税措置を受けられる転出地が限られ、道内だと札幌市のみである。

- ・実施主体～ 地方公共団体
- ・活動期間～ 概ね1年以上3年以下
- ・地方財政措置～ 特別交付税措置
 - 隊員募集等に要する経費：350万円／団体を上限
 - 隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
 - （報償費等 350万円
 - その他活動経費 200万円）
- ・導入の効果～
 - 地域おこし協力隊：自身の才能・能力を活かした活動。
 - 理想とする暮らしや生き甲斐発見
 - 地域： 斬新な視点（ヨソモノ、ワカモノ）
 - 協力隊員の熱意と行動力が、地域に大きな刺激を与える
 - 地方公共団体： 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
 - 住民が増えることによる地域の活性化

○本町の募集、業務内容について

毎年度、各課に対して翌年度当初採用分の要望調査を実施し、理事者協議の上、公募を行っている。

現在は、十勝管内全体で隊員任用数が募集人数を下回っており、振興局として広域へのPRを予定している。

- ・募集先～ 町ホームページ、ハローワーク、^{ジョイ}^{イン}JÖIN（ふるさと回帰・移住交流推進機構）、ほっかいどう地域おこし協力隊（北海道庁）
- ・採用～ 書類選考の上、面接（対面またはオンライン）

・現在までの募集業務内容

募集 年度	採用 年度	業務内容	募集 人数	申込 人数	採用 人数
H 2 6	H 2 7	温泉ホテル等の管理運営業務への従事 道の駅レストラン業務及び道の駅活性化業務への従事 移住、定住業務及び情報発信業務への従事 地域づくりに関する業務	3	1	0
H 2 7	H 2 7	特産品開発・販売支援員 観光業務支援員 移住交流・情報発信支援員	3	8	3
H 2 8	H 2 8	食品の品質管理・新商品開発 地域のPRと情報通信 地域商品の販売促進	3	6	3
H 3 0	H 3 1	食品加工・食育コーディネーター 国際協力・人材育成コーディネーター 温泉を活用した健康増進プロジェクト 士幌町コンシェルジュ活動協力隊員 農業インターンシップ・体験プロジェクト活動協力隊員 障がい者福祉推進協力隊員 外国語教育推進協力隊員	9	6	3
R 1	R 2	農業ビジネス推進、(株)Cheers 管理運営支援	1	1	0
R 2	R 2	地域資源の活用促進支援員	1	1	1
R 2	R 3	士幌町観光協会事業支援員 士幌町特産品創出事業支援員 障がい者福祉推進協力隊員	5	3	2
R 3	R 3	北海道士幌高等学校食品製造等実習助手 士幌町特産品創出事業支援員	2	2	0
R 3	R 4	ふるさと納税推進協力員 北海道士幌高等学校食品製造等実習助手	2	1	1
R 4	R 5	特色ある保育推進員 子ども・子育て支援員 キャンプ場開設・運営推進協力員	4	0	0
R 5	R 5	障がい者福祉推進協力員 まちづくり推進員	2	1	1

R 5	R 6	障がい者福祉推進協力員	1	0	0
R 6	R 6	観光資源活用事業支援員	1	1	1
R 6	R 7	有害鳥獣対策協力隊員 ふるさと納税推進協力員	2	1	1
合計			3 9	3 2	1 6

○協力隊への支援について

家賃補助：本人が居住する住宅の家賃を月上限 6 万円補助

起業支援：町内で起業又は事業継承する場合、上限 1 0 0 万円補助

赴任旅費：新規採用の移転に係る旅費について、一部を支給

相談体制：必要に応じて、地域戦略課まちづくり推進係が面談

○退任後の動向について

・既に退任した隊員 1 3 人

・退任後、士幌町に定住した隊員 7 人

・退任後、起業した隊員 2 名

ふるさと納税業務、移住関連業務（町内で起業、起業支援金活用）

個人事業主としてフリーで活動（町外）

第 7 所 感

「地域おこし協力隊」制度について、本町においては平成 2 6 年度に初めての募集、平成 2 7 年度に 3 名の協力隊員を採用して以来、現在までに 1 6 名の隊員が活動している。任期終了後に定住や起業も期待されるが、本町では 7 名定住、1 名が起業しており高い定住率となっている。

募集は町ホームページや J Ò Í Ñ（ふるさと回帰・移住交流推進機構）を通じて行い、採用については書類選考・面接によって、士幌町で働く意欲やそれまでの職種等経歴についても慎重に判断しながら行われている。現在は、十勝管内全体で隊員の任用数が募集人数を下回っている状況にあり、総合振興局として広域に P R する予定があることから、効果を見守りたい。

本町では、各課からの要望を集約し募集を行っているが、所属課に偏りの見られる採用もある。他自治体の成功例に対する研究や、町民の意見・要望についての確認を進めることで、政策に対してより効果のある採用を行っていただきたい。また、本町の高い定住率や活動事例を募集要項に掲載することで、申込者の関心を高める効果か期待できるため、実施について検討が必要である。

町内外に向けての活動の様子は、通信の発行やフェイスブック等を通して行われているが、町民との交流・意見交換・活動報告会などの機会が更に増えることを望む。一方で、協力隊員への誤った認識や過度の期待等にも十分な配慮が必要であり、今まで以上に町民に広く理解される「地域おこし協力隊」制度活用を心掛けていただきたい。

今後も、多様な意見や肌感覚を持った「新しい風」である隊員の皆さんの活躍に、大いに期待したい。